

警務甲達第8号
令和5年2月27日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察職員の人事異動取扱要綱の制定について

警察職員の採用、昇任、配置換えその他人事異動に関する取扱方法等については、福井県警察職員の人事異動取扱要綱の制定について（令和2年警務甲達第4号。以下「旧要綱」という。）により運用されてきたところ、この度、人事異動の発令方法等所要の見直しを行い、別添のとおり「福井県警察職員の人事異動取扱要綱」を制定し、令和5年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は、令和5年3月31日をもって廃止する。

別添

福井県警察職員の人事異動取扱要綱

第1 目的

この要綱は、警察法（昭和29年法律第162号）第55条第1項の規定により福井県警察に置く警察官その他所要の職員（以下「警察職員」という。）の採用、昇任、配置換えその他人事異動に関して統一的な取扱方法を定め、もって適正な人事管理に資することを目的とする。

第2 人事異動の種類及び意義

別表第1の左欄に掲げる人事異動の意義は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

第3 人事異動の発令

1 警察職員の人事異動の発令は、人事異動通知書（別記様式。以下「辞令」という。）を交付して行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する人事異動の発令を行う場合は、辞令の交付を省略することができるものとする。

- (1) 組織変更に伴い、旧組織の職に任命されている警察職員を対応する新組織の職に任命するもの
- (2) 訓令、通達等により発令があったとみなされるもの
- (3) 所属長が行う所属警察職員の配置
- (4) 定期昇給
- (5) 分限処分
- (6) 懲戒処分
- (7) 条件付採用期間中の警察職員の免職及び降任
- (8) その他辞令の交付を要しないと認めるもの

2 辞令の記載内容は、原則として、別表第2に従うものとする。

3 同一人に対し、同時に数個の人事異動を発令する場合は、同一の辞令に併記することができるものとする。

第3 辞令交付の方法

1 辞令の交付は、人事管理総合システムを経由して電子データにより行うものとする。ただし、別表第一に掲げる採用、昇任、出向、派遣、退職その他本部長が特に必要があると認めるものについては、書面による辞令の交付を併せて実施するものとする。

2 1のただし書きによる辞令の交付は、原則として、次表に従い行うものとする。

なお、「人事管理上の職級」とは、福井県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令（令和2年福井県警察本部訓令第4号。以下「標準職務訓令」という。）第2条に規定する人事管理上の職級をいう。

人事異動者	辞令交付者
人事管理上の職級が警視（所属長級） 又は同相当職以上の警察職員	本部長
人事管理上の職級が警視（管理官級） 又は同相当職の警察職員	警務部長

上記以外	辞令の交付を受ける者が属する所属の所属長
------	----------------------

別表第 1

種 類	意 義
1 採用	現に警察職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 22 条の 3 第 1 項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育休法」という。）第 6 条第 1 項又は福井県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年福井県条例第 49 号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第 9 条第 1 項の規定により臨時的に任用された職員及び特別職の職員を除く。）でない者を新たに任命する場合（任命権者を異にする他の機関の者を警察職員として任用する場合（以下「出向採用」という。）を含む。）をいう。
2 昇任	一の職級（標準職務訓令第 2 条に規定する人事管理上の職級をいう。以下同じ。）に属する職に任用されている警察職員をそれより上位の職級に属する職に任命する場合をいう。
3 降任	一の職級に属する職に任用されている警察職員をそれより下位の職級に属する職に任命する場合をいう。
4 兼務	1 又は 2 以上の職を命ぜられている警察職員が、その職にあるままで、更に当該職と同等とみなされる他の職（標準職務訓令第 2 条に規定する標準的な職が同一である職をいう。）を兼ねることをいう。
5 事務取扱	1 又は 2 以上の職を命ぜられている警察職員が、その職にあるままで、更に当該職よりも下位の職（標準職務訓令第 2 条に規定する標準的な職が下位である職をいう。以下同じ。）の職務を取り扱うことをいう。
6 事務代理	警察職員が病気その他の理由により長期不在等の場合に、その警察職員の職務を当該職より下位の職にある者が代行することをいう。
7 併任	任命権者を異にする他の機関の者を、その職にあるままで警察職員に任命する場合をいう。
8 配置換え	勤務所属又は職を変更することをいう。
9 出向	警察職員が辞職の上で任命権者を異にする他の機関の職員として勤務することをいう。
10 派遣	警察職員が任命権者を異にする他の機関又は当該職員が属する所属以外の所属において勤務することをいう。
11 育児休業	育休法第 2 条第 3 項の規定により育児休業の承認をする場合をいう。
12 育児短時間勤務	育休法第 10 条第 3 項の規定により育児短時間勤務の承認をする場合をいう。
13 自己啓発等休業	地公法第 26 条の 5 第 1 項の規定により自己啓発等休業の承認をする場合をいう。
14 配偶者同行休業	地公法第 26 条の 6 第 1 項の規定により配偶者同行休業の承認をする場合をいう。
15 職務復帰	育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業の承認を受けた職員を職務に復帰させることをいう。

16 暫定再任用	地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項及び第6条第1項の規定による採用をいう。以下同じ。
17 定年前再任用短時間勤務	地公法第22条の4第1項の規定による採用をいう。以下同じ。
18 辞職	警察職員が自らの意思により、その職を退くことをいう。
19 退職	次のいずれかの場合をいう。 ○ 地公法第28条の6第1項の規定により職を退く場合（定年退職） ○ 暫定再任用又は定年前再任用短時間勤務の任期の満了により職を退く場合（再任用退職） ○ 死亡により職を退く場合（死亡退職） ○ 臨時的任用（地公法第22条の3第1項、育休法第6条第1項又は配偶者同行休業条例第9条第1項の規定による採用をいう。以下同じ。）に係る任用の事由の消滅により職を退く場合 ○ 任期付採用（配偶者同行休業条例第9条第1項第1号及び育休法第6条第1項第1号の規定による採用をいう。以下同じ。）の任期の満了により職を退く場合
20 失職	地公法第28条第4項の規定により、当然にその職を失う場合をいう。
21 休職	地公法第28条第2項の規定により、警察職員としての身分を保有したまま職務に従事させないことをいう。
22 復職	休職により職務に従事していない警察職員を職務に復帰させることをいう。

別表第2

区 分		「異動内容」欄の記載例		備 考
採用 (出向採用を含む。)	警部以上の階級の警察官又は課長補佐級以上の職級の警察行政職員として採用する場合	ア に任命する 所 属 イ を命ずる 給料表名 ○級○号給を給する		1 採用の場合、(呼称)欄は記載しない。 2 ア は、福井県警察職員の呼称に関する訓令(令和元年福井県警察本部訓令第24号)に定める呼称を記載する(以下同じ。) 3 イ は、福井県警察の組織等に関する規則(昭和35年福井県公安委員会規則第10号)及び福井県警察の組織に関する訓令(昭和63年福井県警察本部訓令第3号)に定める職名を記載する(以下同じ。)
	警部補以下の階級の警察官として採用する場合	福井県巡査に任命する 福井県警察学校(初任科)へ入校を命ずる 警察職○級○号給を給する ア に任命する 所 属 勤務を命ずる 警察職○級○号給を給する		
	係長級以下の職級の警察行政職員として採用する場合	福井県警察行政職員に任命する 主事(主査、係長)を命ずる ○○を命ずる 所 属 勤務を命ずる 給料表名 ○級○号給を給する		
昇任	警察官	警部以上の階級に昇任させる場合	ア に任命する 所 属 イ を命ずる 警察職○級○号給を給する	1 勤務箇所に変更がない場合は、所属及び職名は記載しない(以下同じ。) 2 福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号)第3条第3項に定める職務の級(以下「職務の級」という。)に異動がない場合は、級号給は記載しない(以下同じ。)
		警部補又は巡査部長の階級に昇任させる場合	ア に任命する 所 属 勤務を命ずる 警察職○級○号給を給する	
	政 警 察 行 職 員	課長補佐級以上の職級に昇任させる場合	所 属 イ を命ずる 給料表名 ○級○号給を給する	

	上記以外の場合	係長（研究員、主任少年警察補導員、主任交通巡視員、主査、専門員）を命ずる 所 属 勤務を命ずる 給料表名○級○号給を給する	
巡査長を命ずる場合		巡査長を命ずる 所 属 勤務を命ずる 警察職○級○号給を給する	
降任	警察職員自らの申し出により降任させる場合	地方公務員法第17条第1項の規定により○○に降任する	1 「○○」は、降任後の職級を記載する。 2 勤務箇所又は職務の級に変更があった場合、所属、職名及び級号給を併記する。
	管理監督職勤務上限年齢により降任させる場合	地方公務員法第28条の2第1項の規定により○○に降任させる	
兼務	新たに命ずる場合	兼ねて所 属 イ を命ずる 兼ねて所 属 勤務を命ずる	
	解除する場合	所 属 イ 兼務を解く 所 属 兼務を解く	
事務取扱	新たに命ずる場合	所 属 イ 事務取扱を命ずる 所 属 イ ウ 期間中同 イ 事務取扱を命ずる	1 ウ は、病気療養、外国出張等の理由を記載する（以下同じ。）。 2 当該期間が終了しても解除発令は行わない。
	解除する場合	所 属 イ 事務取扱を解く	
事務代理	新たに命ずる場合	所 属 イ 事務代理を命ずる 所 属 イ ウ 期間中同 イ 事務代理を命ずる	
	解除する場合	所 属 イ 事務代理を解く	
併任	新たに命ずる場合	ア に併任する 所 属 イ を命ずる (所 属 付を命ずる)	「所 属 イ」又は「所 属 付」を記載する。

		アに併任する 所属勤務を命ずる (所属付を命ずる)	
	解除する場合	アの併任を解く	
配置換え	警部以上の階級の 警察官又は課長補 佐級以上の職級の 警察行政職員の配 置換え行う場合	所属イを命ずる	
		所属付を命ずる	
	上記以外の場合	所属勤務を命ずる 所属付を命ずる	
出向させる場合		〇〇への出向を命ずる(辞職)	「〇〇」は、出向先機関名を記載する。
派遣	新たに命ずる場合	所属付を命ずる 〇〇へ派遣を命ずる 期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする	「〇〇へ派遣を命ずる」の「〇〇」は、派 遣先機関名を記載する。
		所属付を命ずる 地方自治法第252条の17第1項の規定により〇〇 へ派遣を命ずる 期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする	
	派遣期間を延長す る場合	派遣期間を〇年〇月〇日まで延長する	
	派遣を解除する場 合	〇〇派遣を免ずる	
辞職させる場合		辞職を承認する	
退職	定年退職により退 職となる場合	地方公務員法第28条の6第1項の規定により〇年〇 月〇日限り定年退職	
	暫定再任用の任期 の満了により退職 となる場合	暫定再任用の任期の満了により〇年〇月〇日限り退職	

	定年前再任用短時間勤務の任期の満了により退職	定年前再任用の任期の満了により〇年〇月〇日限り退職	
	死亡により退職となる場合	死亡退職	
	臨時的任用に係る任用の事由の消滅により退職となる場合	〇〇の規定による臨時的任用に係る任用の事由の消滅により退職	「〇〇の規定による」の「〇〇」は、当該臨時的任用に係る根拠規定に応じ、「地方公務員法第22条の3第1項」、「地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号」又は「福井県職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号」と記載する。
	任期付採用の任期の満了により退職となる場合	任期の満了により〇年〇月〇日限り退職	
	任期付採用に係る任用の事由の消滅により退職となる場合	〇〇の規定による任期付採用に係る採用の事由の消滅により退職	「〇〇の規定による」の「〇〇」は、任期付採用に係る根拠規定に応じ、「地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号」又は「福井県職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第1号」と記載する。
失職となる場合		地方公務員法第16条第〇号の規定に該当し失職した	
休職から復職させる場合		復職を命ずる	
暫定再任用職員	警部補以下の階級の警察官として採用する場合	<input type="checkbox"/> ア に暫定再任用する <input type="checkbox"/> 所 属勤務を命ずる <input type="checkbox"/> 警察職〇級を給する <input type="checkbox"/> 任期は〇年〇月〇日までとする	
	係長級以下の職級の警察行政職員として採用する場合	福井県警察行政職員に暫定再任用する 主査を命ずる <input type="checkbox"/> 所 属勤務を命ずる <input type="checkbox"/> 給料表名〇級を給する <input type="checkbox"/> 任期は〇年〇月〇日までとする	

	暫定再任用の任期を更新する場合	暫定再任用の任期を○年○月○日まで更新する	
定年前再任用短時間勤務職員	採用する場合	<p>ア に定年前再任用する</p> <p>所 属勤務を命ずる</p> <p>週○○時間勤務を命ずる</p> <p>給料表名○級を給する</p> <p>任期は○年○月○日までとする</p>	
臨時的任用職員	警察官として採用する場合	<p>臨時に ア に任命する</p> <p>警察職○級○号給を給する</p> <p>所 属勤務を命ずる</p> <p>任用の期間は○年○月○日から○年○月○日までとする</p>	
	警察行政職員として採用する場合	<p>臨時に福井県警察行政職員に任命する</p> <p>給料表名○級○号給を給する</p> <p>主事を命ずる</p> <p>所 属勤務を命ずる</p> <p>任用の期間は○年○月○日から○年○月○日までとする</p>	
	臨時的任用の雇用期間を更新する場合	任用の期間を○年○月○日まで更新する	
任期付職員	休業の期間を任期の限度として警察官を採用する場合	<p>○○の規定により</p> <p>ア に任命する</p> <p>警察職○級○号給を給する</p> <p>所 属勤務を命ずる</p> <p>任期は○年○月○日から○年○月○日までとする</p>	「○○の規定により」の「○○」は、当該臨時的任用に係る根拠規定に応じ、「地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項」又は「福井県職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項」と記載する。

	休業の期間を任期の限度として警察行政職員を採用する場合	〇〇の規定により 福井県警察行政職員に任命する 給料表名〇級〇号給を給する 主事を命ずる 所 属勤務を命ずる 任期は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする	
	任期付採用の任期を更新する場合	任期を〇年〇月〇日まで更新する	
会計年度任用職員	採用する場合	福井県警察会計年度任用職員に任命する 月手当（日額）〇〇円を給する 〇〇を命ずる 所 属勤務を命ずる ただし非常勤とする 任期は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする	1 「〇〇を命ずる」の「〇〇」は、職種を指定する場合に「電話交換業務員」、「交番相談員」等と記載する。 2 任期は、原則として当該年度内とする。 3 継続して採用する場合も同様に発令する。
	任期を更新する場合	任期を〇年〇月〇日まで更新する	
各種休業	承認する場合	〇〇の規定により エ を承認する 期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする	1 「〇〇の規定」の「〇〇」は、休業の種別に応じ、「地方公務員法第26条の5第1項」、「地方公務員法第26条の6第1項」又は「地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第3項」と記載する。 2 エ は、休業の種別に応じ、「自己啓発等休業」、「配偶者同行休業」又は「育児休業」と記載する（以下同じ。）。
	承認を取り消す場合	エ の承認を取り消す 職務に復帰させる	
	期間を延長する場合	エ の期間を〇年〇月〇日まで延長する	

	職務に復帰させる 場合	職務に復帰させる	
育児短時間勤務	承認する場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により育児短時間勤務（週〇〇勤務）を承認する 期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする	
	承認を取り消す場合	育児短時間勤務の承認を取り消す	
	期間を延長する場合	育児短時間勤務の期間を〇年〇月〇日まで延長する	
	承認が失効した場合	育児短時間勤務の承認は失効した	
入校を命ずる場合	<input type="text" value="オ"/> <input type="text" value="カ"/> 科（ <input type="text" value="キ"/> ）へ入校（入所）を命ずる 期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする	1 <input type="text" value="オ"/> は、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号）に定める警察学校名及び警察学校以外の教養訓練施設等の名称を記載する。 2 <input type="text" value="カ"/> は、警察教養細則に定める課程を記載する。 3 <input type="text" value="キ"/> は、教養の職種又は専門の分野が指定されたとき記載する。	

様式省略